

玉 掛 け 技 能 講 習

(登録番号第9号 登録有効期間満了日：令和11年3月30日)

つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリック又は制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛け業務については、登録教習機関が行う「玉掛け技能講習」を修了した者でなければ当該業務に就いてはならず、就かせてはならないことになっています。当該技能講習は当協会が島根労働局の登録を受けて実施するものです。

(安全衛生法第61条 施行令第20条第16号)

1. 受講資格 特に制限はありませんが、18歳以上の者でないと就業できません。

2. 学科開催日時・会場・定員

開催月日時	会 場	定 員
令和7年9月1日～2日 8時40分より (受付8時20分より)	松江市学園一丁目5番35号 (一社)島根労働基準協会	60名

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。

※C区分は12:20より受付を行います。

3. 実技開催日時・会場

開催月日時	会 場
令和7年9月4・5・8日 8時00分～17時00分(修了試験含む)	松江市八雲町熊野4524 山陰マテリアル(株) 資材センター 内 (一社)島根労働基準協会 実技会場

※実技は上記日程のうち一日(定員20名)とし、本人へ学科最終日に決定して通知します。

※申込人数により実技の日程を変更する場合があります。

4. 学科講習科目・時間割

	科 目	時 間 割	時間数
第一日	オリエンテーション	8:40 ～ 8:50	
	玉掛けに必要な力学に関する知識 (休憩10分含む)	8:50 ～ 12:00	3
	《昼食・休憩》	12:00 ～ 12:50	
	クレーン等に関する知識	12:50 ～ 13:50	1
	<休 憩>	13:50 ～ 14:00	
	玉掛けの方法(休憩20分含む)	14:00 ～ 17:20	3
第二日	玉掛けの方法 (続・休憩10分含む)	9:00 ～ 12:10	3
	《昼食・休憩》	12:10 ～ 13:00	
	玉掛けの方法 (続き)	13:00 ～ 14:00	1
	<休 憩>	14:00 ～ 14:10	
	関係法令	14:10 ～ 15:10	1
	<休 憩>	15:10 ～ 15:15	
	修了試験(15:15から試験説明開始)	15:20 ～ 16:20	1

※力学免除の方は、第1日8:50～12:00(力学)が、合図免除の方は、実技講習において合図が免除となります

5. 受講資格区分ごとの講習時間

受講者の資格区分		受講時間	免除科目
A	下記の資格区分のいずれにも該当しない者 (全科目を受講する者)	1 9 時間 学科 1 2 時間 実技 7 時間	なし
C	(1) クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 (3) 旧クレーン則第 235 条に規定するデリック運転士免許を受けた者	1 5 時間 学科 9 時間 実技 6 時間	学科の力学 3 時間 実技の合図 1 時間

6. 受講料・テキスト代（消費税率 10% 税込） ※インボイスは領収証発行で対応します。

区分	受講料	テキスト代	合計
A	23,100 円	1,705 円	24,805 円
C	20,900 円	1,705 円	22,605 円

振込の場合（振込手数料は、振込人の負担）は、下記の口座に受講料（テキスト代を含む）をお振込み後、必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付のうえ下記郵送先へ郵送してください。なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。（HP 掲載メニュー「**受講料等合算振込の内訳書**」を添付の上受講申込書を一括して送付してください。）

【振込先】

山陰合同銀行 松江駅前支店 普通預金 2144428

（口座名）シャシマネロウトウキジュンキョウカイ

一般社団法人 島根労働基準協会

7 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/>)

仮申込として、事前に受講申込書を FAX していただくこともできます。（WEB 予約も可能）

1 4 日以内に申込手続き（受講料の支払、申込書等の原本提出）をお願いします。

なお、仮申込みを取り消す場合は必ず当協会へご連絡ください。

* 開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

8. 携行品・服装

筆記用具、電卓(メモリー機能のないもの・携帯電話の電卓は使用不可)等

実技の際は、玉掛作業が可能な服装とし、玉掛用手袋、ヘルメット、安全靴を必ず携行してください。(雨天の場合は、カッパを用意してください。)

9. 修了証について

全科目を受講し、所定の修了試験に合格した者には、修了証が交付されます。

10. 本人確認について

受講当日に本人確認のため次のいずれかを持参してください。「自動車運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険被保険者証(令和7年12月1日まで)、公の機関が証明した資格証明書(衛生管理者免許証など)」を必ずご持参ください。

11. 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について

この講習は要件を満たせば人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の助成が受けられます。

(島根労働局ホームページ「助成金等→建設業関連情報のご案内」をご覧ください。)

島根労働局職業安定部職業対策課建設助成金担当(電話0852-20-7022)

12. お問い合わせ先・郵送先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

下記のいずれかに○をして下さい		
WEB 予約済	FAX 予約済	予約なし

※受講番号
※修了証番号

玉掛け技能講習受講申込書

ふりがな			印	受講区分	開催月日	受講地
受講者氏名				該当するものに○をして下さい。 A C	9月 1日 2日	松江
旧姓等併記の希望 ☐ (希望者は ☐ にレ点) 旧姓等記入欄 () ※注3			生年月日	昭和 平成 年 月 日		
住所	(〒 -)					
勤務先	名称	(TEL - - FAX - -) 個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。				
	所在地	(〒 -)				
科目免除資格欄 (該当する番号に○をして、裏面に免許証、修了証の写しを必ず添付してください。)		C 区 分	① クレーン・デリック運転士免許取得 ② 移動式クレーン運転士免許取得 ③ 揚貨装置運転士免許取得 ④ 床上操作式クレーン運転技能講習修了 ⑤ 小型移動式クレーン運転技能講習修了			
証明 (A区分は必要なし)	上記記載内容は事実であり、免除科目に関する裏面添付書類(資格等)は原本と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 役職名 氏 名 印					

上記のとおり申し込みます。	島根労働基準協会加入の有無		有	無
	受講料等納入方法		月 日 円	
	振込・現金			

(裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。)

令和 年 月 日

(一社)島根労働基準協会長 殿

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください
注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。
注3 修了証に旧姓等の併記ができます。ご希望の方は、旧姓等が確認できる書類(戸籍謄本、住民票、運転免許証等)を添付してください。
注4 ご記入いただいた個人情報は、講習目的以外に利用することはありません。